

京都市訓令甲第10号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成18年10月13日

京都市長 梶 本 頼 兼

別表保健福祉局の款保健衛生推進室の項京都市立病院の目を次のように改める。

京都市 立病院	運転手	午前8時から午後4時 45分まで	一 般 職 員 に 同 じ	一 般 職 員 に 同 じ	一般職員に 同じ
	臨床検 査科の 臨床検 査技師	交替に  午前8時30分から午後 5時15分まで  午前8時30分から翌日 の午前1時まで及び同 日の午前7時30分から 午前8時30分まで  正午から午後8時45分 まで	45分。た だし、午 前 8 時 30 分 か ら 翌 日 の 午 前 8 時 30 分 まで の 勤 務 につい ては、1 時間30	30分。た だし、午 前 8 時 30 分 か ら 翌 日 の 午 前 8 時 30 分 まで の 勤 務 につい ては、1 時間	4週間を通 じて7日又 は8日

		分		
	午後5時15分から翌日の午前1時まで及び同日の午前7時30分から午前8時30分まで			
栄養科の事務職員	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで  午前9時30分から午後6時15分まで	一般職員に同じ	一般職員に同じ	一般職員に同じ
栄養士及び調理師	交替に 午前6時30分から午後3時15分まで  午前9時30分から午後6時15分まで			4週間を通じて8日
薬剤科の薬剤師及び放射線技術科	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで	45分。ただし、午前8時から30分	30分。ただし、午前8時から30分	4週間を通じて7日は8日

<p>の診療 放射線 技師</p>	<p>午前8時30分から翌日 の午前2時まで  午後5時15分から翌日 の午前2時まで</p>	<p>の午前 2時ま での勤 務につ いては、 1時間 30分</p>	<p>の午前 2時ま での勤 務につ いては、 1時間</p>
<p>手術室 勤務看 護師</p>	<p>交替に  午前8時30分から午後 5時15分まで  午前8時30分から翌日 の午前2時まで  午前10時から午後6時 45分まで  午後5時15分から翌日 の午前2時まで</p>		
<p>病棟勤 務看護 師</p>	<p>交替に  午前8時から午後4時 45分まで</p>		

	<p>午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで</p> <p>午前 8 時 30 分から翌日の午前 2 時まで</p> <p>正午から午後 8 時 45 分まで</p> <p>午後 4 時 30 分から翌日の午前 1 時 15 分まで</p> <p>午後 5 時 15 分から翌日の午前 2 時まで</p> <p>午前 0 時 30 分から午前 9 時 15 分まで</p>			
<p>透析室 勤務看 護師</p>	<p>交替に</p> <p>午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで</p> <p>正午から午後 8 時 45 分</p>	<p>一般職 員に同 じ</p>	<p>一般職 員に同 じ</p>	<p>日曜日及び 4 週間を通 じて 4 日</p>

	まで			
透析室 に勤務 する看 護助手 (専ら 看護の 補助業 務に従 事する 職員を いう。 以下同 じ。)	一般職員に同じ			

附 則

この訓令は、平成18年10月16日から施行する。

(総務局人事部給与課)